慮して、本件の技術的（必要な計算と基準を含む）、運用上及び規制上の課題を緊急に研究すること。

2　付録第30A号の14.5-14.8GHzの周波数帯のプラン及びリストにおける割当てと、新しい固定衛星業務との間の調整へ暫定的記録を導入することに関して適切な方策を検討すること。

以下を主管庁に要請する。

ITU-Rに寄与文書を提出し、研究に積極的に参加すること。

追　　決議第153（WRC-12）　非分離空域における無人航空機システムの管制及び非ペイロード通信のために、付録第30号、第30A号及び第30B号によらない固定衛星業務に対して分配された周波数帯域の利用

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　非分離空域へのアクセスが必要となる無人航空機システム（UAS）のアプリケーションが多く存在すること。

b)　無人航空機（UA）は非分離空域で有人機と途切れなく連携し、また、可能な限り世界的に調和のとれたスペクトルを使用する必要があること。

c)　UASの安全な運航のためには、特に遠方のパイロットが飛行を命令制御し、管制及び非ペイロード通信（CNPC）と呼ばれる航空トラヒック制御通信を行うための、信頼できる通信回線と付随するスペクトルが必要であること。

d)　衛星を介したUAS CNPC回線は、特に、水平線外通信を行い安全な運航を維持するためのUAS機能の一部であること。

e)　無線通信規則第4.4条により、UAから衛星方向のCNPC回線についてはUASが既に固定衛星業務（FSS）の周波数帯で稼働していること。

f)　静止衛星とUASの移動体との間の回線に限らず、これを含めたUAS CNPC回線へのFSSの利用においては、現存の業務が確実に保護されなければならないこと。

g)　CNPC回線は、その総合的な整合性と稼働率が非分離空域におけるUASの運用に見合ったものとなるよう実効的に混信を軽減する性能が必要とされること。

h)　多周波のCNPCアーキテクチャは回線稼働率を向上する手段を提供し、混信を軽減する可能性を持っていること。

i)　UASへのFSS資源の使用拡大を計画する場合には、既存及び将来の衛星通信網を考慮する必要があること。

j)　UAS CNPC回線のような高信頼度のアプリケーションへ適用するには、適切な第11条の通告状態がFSSには必要なこと。

以下を認め、

a)　非分離空域へのUAの導入に伴い、他の空域ユーザの安全性並びに地上の生命及び財産の安全確保が引き続き必要であること。

b)　FSS周波数帯の中の現存業務と両立する形で、静止衛星と非分離空域内のUASとの間のCNPC回線のためにFSS回線を使用するには、規制的、技術的及び運用上の条件を検討するための基礎となる研究が必要であること。

c)　国際民間航空条約に従い、非分離空域内におけるUASの運用は基準と慣行を守らなければならないこと。

d)　非分離空域内のUASの運用に関するITU-R報告、特にM.2171及びM.2233が承認されたこと。

e)　無線通信規則第4.10号に従い、有害な混信を受けないよう、無線航行と他の安全業務の安全性には特別の方策が必要なことを構成国は理解していること。したがって、周波数の割当てと利用に当たってはこのことを考慮する必要があること。

以下をWRC-15に要請することを決議し、

以下のITU-Rへの要請事項で言及された研究結果に基づき、上記考慮事項で言及されたUAS CNPC回線にFSS周波数帯を使用可能にするための可能な規制上の措置を、UAS CNPC回線の安全な運用を担保しつつ認識事項e)と整合した形で検討すること。

以下をITU-Rに要請し、

1　WRC-15への技術的、規制上及び運用上の勧告につながるような研究をWRC-15に間に合うように行い、同会議がUAS運用のためのCNPC回線へのFSSの適用について決定できるようにすること。

2　ITU-Rへの要請事項1で言及された研究にこれらの帯域に既に分配されている業務との共用及び両立性の研究を盛り込むこと。

3　考慮事項e)で言及された運用から得られた情報を考慮すること。

以下を更に要請し、

国際民間航空機関（ICAO）、国際航空運送協会、主管庁及び関連する他の機関が上記の要請事項で明定した研究に参加すること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対するICAOの注意を喚起すること。

追　　決議第154（WRC-12）　第一地域の国における航空機の安全運航と気象情報の確実な配信の支援として、3400-4200MHzの周波数帯における既存及び将来の固定衛星業務の地球局を支援するための技術上及び規制上の措置の検討

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　遠隔地及び農村部では、拡大する今日の民間航空の要求に応え得るような地上通信基盤がまだ不足していることが多いこと。

b)　そのような基盤を整備し、維持することは、特に遠隔地では高価であろうこと。

c)　十分な地上通信基盤がない場合、通信基盤に対する国際民間航空機関（ICAO）からの要求全体を満足するとともに世界気象機関（WMO）主導による気象情報の配信を確保するためには、固定衛星業務（FSS）の地球局が通信基盤を補強する唯一の実行可能な選択肢であること。

d)　第一地域の幾つかの国で実施されているFSS地球局の利用は航空交通管制センター相互及び遠隔の航空局との通信をかなり強化できる可能性があること。

以下に留意し、

a)　FSSは安全業務ではないこと。